

情報共有システム実証実験に係る特記仕様書

(適用)

第1条 本工事の実施にあたっては、工事請負契約書及び愛媛県土木工事共通仕様書その他の仕様書によるほか、本仕様書によるものとする。

(対象工事)

第2条 本工事は、情報共有システム実証実験の対象工事である。受注者は、工事契約期間中に行う発注者との情報交換において、情報共有システムを活用すること。

(情報共有システムの選定)

第3条 本工事で使用する情報共有システムは、インターネットにより受発注者が利用可能な、ASP方式とする。

- 2 受注者は、本工事で使用しようとする情報共有システムを選定し、工事打合せ簿により、発注者へ事前協議を行い、承諾を得ること。
- 3 使用する情報共有システムは、以下に掲げる要件を満たすこと。
 - ・ 発注者のクライアント（OS:Windows7、ブラウザ:InternetExplorer 11を標準とする）において使用可能であること。
 - ・ 「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev4.0)平成26年7月版」（国土交通省）（ただし、5.8.2データ連携機能を除く。）
 - ・ 工事帳票「確認・立会願」、「段階確認書」、「工事履行報告書」、「材料確認願」及び「工事打合せ簿」については、愛媛県様式での入出力が可能であること。
 - ・ システムの使用にあたり、特別な補助プログラム等が必要ないこと。
 - ・ システムの円滑な運用のため、ASP事業者が受発注者に対し、適切な導入・運用支援を行う体制を整えていること。
 - ・ 他の公共団体における使用実績を1年以上有すること。

(情報共有システム利用料等)

第4条 情報共有システムの登録料及び利用料は、共通仮設費率分（技術管理費）計上額に含む。

- 2 情報共有システム利用に係るASP事業者との利用手続、契約及び利用料等の支払いは、受注者が行うものとする。

(情報共有システムで取り交わしを行う書類)

第5条 情報共有システムにより受発注者間で取り交わしを行う書類は、受注者が監督員に提出する工事帳票（確認・立会願、段階確認書、工事履行報告書、材料確認願、工事打合せ簿）及び施工中の協議資料等とする。

ただし、個人情報等の非公開情報を含む書類、契約書に基づき提出する契約関係書類（工程表、下請施工通知等）は取り扱わないものとする。

なお、発注者は、県の情報セキュリティ対策により、情報共有システムへ電子ファイルの登録は行わない。

(電子納品)

第6条 情報共有システムにより取り交わしを行った工事帳票の電子データについては、「愛媛県工事完成図書電子納品要領」に従い、電子成果品に保存して納品すること。

(調査等への協力)

第7条 受注者は、情報共有システムの利用に関して発注者が行う各種の調査等に協力しなければならない。また、工事完成後であっても同様とする。

(その他)

第8条 その他、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。